(共生型生きがい対応型訪問サービスの基準)

- 第36条の2 生きがい対応型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第140条の14において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び生きがい対応型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 生きがい対応型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第36条の3 第4条(第1項を除く。)、第5条及び第7条から第36条までの規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型訪問サービス(以下「共生型生きがい対応型訪問サービス」という。)の事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型生きがい対応型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「生きがい対応型訪問サービス及び」とあるのは「共生型生きがい対応型訪問サービス及び」とあるのは「共生型生きがい対応型訪問サービス及び」とあるのは「共生型生きがい対応型訪問サービス及び」と読み替えるものとする。

(訪問介護員等の員数)

## 第4条 略

- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに、 常勤の訪問介護員等のうち、利用者(共生型生きがい対応型訪問サービスの利用者及び 指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、当該生き がい対応型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービ ス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型訪問サービスの事業と指定訪問介護(指定 居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共生 型生きがい対応型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害 福祉サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又は その端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この 場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換 算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、 推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、 専ら生きがい対応型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただ し、利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地 内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(大村市指定地域密着型サービ スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大村市条例第 3号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第7条第1項に規定する指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型 訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間 対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している生きがい対応型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該生きがい対応型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 生きがい対応型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、 生きがい対応型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満 たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごと に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、生きがい対 応型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該生きがい対応型訪問サービス 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事す ることができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 生きがい対応型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 生きがい対応型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨

- の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、生きがい対応型訪問サービス 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要 事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生きがい対応型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 生きがい対応型訪問サービス事業者は、電磁的方法により第1項に規定する重要事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用 いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得 なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち生きがい対応型訪問サービス事業者が使用する もの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申 出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の 提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再 び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、正当な理由なく生きがい対応型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生きがい対応型訪問サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者(介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の生きがい対応

型訪問サービス等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 (受給資格等の確認)

- 第10条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供を 求められた場合は、その提供を求める者から提示された被保険者証等によって、要支援 者の認定等(要支援者に該当すること及び要支援状態区分についての市の認定又はこれ に準ずる者として市長が別に定める方法による確認をいう。以下同じ。)の有無及び有 効期間を確かめるものとする。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証等に、法第115条の3第 2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮 して、生きがい対応型訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援者の認定等の申請に係る援助)

- 第11条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の 開始に際し、要支援者の認定等を受けていない利用申込者については、要支援者の認定 等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利 用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければ ならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援者の認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例(平成27年大村市条例第5号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供

する者(以下「介護予防支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス費の支給を受けるための援助)

第14条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、総合事業に係るサービス費(以下「総合事業サービス費」という。)の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の総合事業サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った生きがい対応型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更 を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助 を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき 旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供した際には、当該生きがい対応型訪問サービスの提供日及び内容、当該生きがい対応型訪

問サービスについて利用者に代わって支払を受ける総合事業サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第19条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料(総合事業サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該生きがい対応型訪問サービスに係るサービス費用の基準額から当該生きがい対応型訪問サービス事業者に支払われる総合事業サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生きがい対応型訪問サービスを 行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

- 第21条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なく生きがい対応型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって生きがい対応型訪問サービスに係る費用を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 訪問介護員等は、現に生きがい対応型訪問サービスの提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を 行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第23条 生きがい対応型訪問サービス事業所の管理者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業所の管理者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 生きがい対応型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (2)の2 介護予防支援事業者等に対し、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
  - (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、 具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を 伝達すること。
  - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- 第24条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ご とに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな らない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間

- (4) 生きがい対応型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第25条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービスの事業の 運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下 この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち 特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第26条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な生きがい対応型訪問サービスを提供できるよう、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに、 当該生きがい対応型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって生きがい対応型訪問サ ービスを提供しなければならない。
- 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研 修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

- 第27条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所の設備及 び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第28条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所の 見やすい場所に、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤 務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し なければならない。

(秘密保持等)

第29条 生きがい対応型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務 上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、当該生きがい対応型訪問サービス事業所の従 業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。
- 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 (広告)
- 第30条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 (不当な働きかけの禁止)
- 第30条の2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所(指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。)の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員又は居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第32条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、自ら提供した生きがい対応型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、自ら提供した生きがい対応型訪問サービスに 関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若し くは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市 から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

わなければならない。

4 生きがい対応型訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(苦情に関する協力)

第33条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、自ら提供した生きがい対応型訪問サービスに対する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第34条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る 介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型訪問サービス の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなら ない。

(会計の区分)

第35条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、生きがい対応型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第36条 生きがい対応型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなけ ればならない。
- (1) 従業者に係る次に掲げる記録
- ア 勤務の体制についての記録
- イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し
- (2) 生きがい対応型訪問サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、利用者に対する生きがい対応型訪問サービス

の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 生きがい対応型訪問サービス計画
- (2) 第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第21条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第32条に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第34条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録